

会館のご使用について

★ 開館時間
午前9時～午後10時

★ 休館日
平日の月曜日 年末、年始(12月29日～1月4日)

★ 使用の申込み
ホール・楽屋は、使用しようとする日の11ヶ月前の日の属する月の初日から受付けます。
集会室については5ヶ月前の日の属する月の初日から受付けます。
使用料を納付して頂いてから使用許可書をお渡しいたします。
申し込まれた日時、その他許可事項の変更・取消および使用料の返還は特にやむを得ない理由があると認められる場合のみ可能です。
天災地変その他使用者の責めに帰さない理由により使用出来ない時は全額、それ以外の理由による場合は半額返還します。
変更・取消については、ホールは使用する前1ヶ月まで、集会室は使用する前1週間までに使用許可書・領収書を添付して申し出てください。
但し変更は、所定の手続きのうえ、1回に限り可能です。

★ 受付時間
受付は休館日を除く、午前9時～午後7時

★ 使用時のお願い
許可書は使用当日会館事務室に提示してください。
使用時間には、会場の準備、お客様の入退場および後始末に要する時間が含まれていますからご注意ください。
使用後は、ただちに設備・備品・器具等をもとの位置に戻し、会館事務室へご連絡ください。
なお、ごみ等が多量に出る場合は、使用者が責任をもって処理してください。

★ 使用の制限
次の場合は、会館の使用ができません。
物品の販売や契約を行う目的で使用する時。
会館の管理上支障があり、使用を不適當であると認めるとき。
ホール・楽屋は、7日(集会室は5日)をこえて連続使用するとき。
会館使用の権利を譲渡したり、転貸したりすることは認められません。

★ 許可の取り消し
次の場合には使用許可を取り消し、または停止します。
1. 公の秩序・風俗をみだし、またはそのおそれがあるとき。
2. 建物・設備・器具等を破損し、または滅失するおそれがあるとき。
3. 管理の支障となる事実が発生し、また発生するおそれがあると認めるとき。
4. 使用の許可条件に違反したとき。
5. 虚偽の申請をしたとき
6. 災害等の事故で会館が使用できなくなったとき。
なお取り消し、または停止により生じた損害等についての責任は負いかねます。

使用料金

1. 基本料金 (令和7年4月～) (単価:円)

時間区分			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
種別	* 定		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで
	ホー ル	平 日 土・日・祝	固定席 709 車椅子 用5					
集 会 室	第一講座室	120	3,870	6,480	6,480	10,350	12,960	16,830
	第二講座室	45	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	第三講座室	24	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	第四講座室	24	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	研 修 室	63	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	第一会議室	36	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	第二会議室	15	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	視聴覚室	60	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	音 楽 室	40	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	料 理 室	48	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	陶 芸 室	48	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	和 室 1	20	620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120
	和 室 2	20	620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120
	和室合室	40	930	1,720	2,020	2,650	3,740	4,670
	楽屋(和室)		310	510	620	820	1,130	1,440
	楽屋(洋室)		310	510	620	820	1,130	1,440

* 定員は机・椅子を並べた状態を基準にしています。

- (1) 市外居住者(法人その他の団体又は事業所)にあっては、その所在地が本市の区域外に存するもの)が使用するとき、当該使用区分に係る基本料金の5割を加算します。
- (2) ホールを練習や準備のために使用するとき、当該使用区分に係る基本料金の7割を徴収します。
- (3) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利を目的とする行為を行うときは、当該使用区分に係る基本料金の5割を加算します。
- (4) 特別に電気その他を使用するとき、実費を負担願います。

2. 附属設備使用料 (単位:円)

区分 種別	器 具 名 等	数 量	料 金	備 考
1 舞 台 設 備	反 響 版	1 式	3,130	人件費は別
	ス ク リ ー ン	1 式	1,030	
	ピ ア ノ	1 台	8,370	調律料は別
	指 揮 台	1 台	310	譜面台付き
	所 作 台	1 式	5,230	人件費は別
	平 台	1 式	2,080	
	演 面	1 台	510	
	譜 面	1 台	100	
	金 屏 風	1 双	2,080	
2 照 明 設 備	ひ も う せ ん	1 式	510	
	あ か ね	1 式	510	
	A セット	シーリングスポットライト 1 組	7,330	
	B セット	ボ ー ダ ー ライト 2 列		
		フロントスポットライト 2 組		
		フォロースポットライト 2 台		
	B セット	シーリングスポットライト 2 組	12,560	
		ボ ー ダ ー ライト 4 列		
		フロントスポットライト 4 組		
		フォロースポットライト 2 台		
	明 設 備	シーリングスポットライト 1 組	2,500	
		フロントスポットライト 1 組	1,030	
		クセノンピンスポットライト 1 台	3,130	
		フォロースポットライト 1 台	1,030	
		スポットライト(500W) 1 台	310	
		スポットライト(1KW) 1 台	510	
		フ ッ ト ラ イ ト	1 列	620
		ボ ー ダ ー ライト	1 列	1,030
		アッパーホリゾンライト	1 列	1,250
3 音 響 設 備	ロアーホリゾンライト	1 列	1,250	
	効 果 器	1 台	1,250	
	レコードプレーヤー	1 台	1,030	レコードは別
	テープレコーダー	1 台	2,080	テープは別
	カセットデッキ	1 台	1,030	テープは別
	マイク	1 本	1,030	
4 の 設 備 そ の 他	ワイヤレスマイク	1 CH	2,080	
	はねかえりスピーカー	1 式	2,080	
	拡 声 装 置	1 式	4,180	
	シ ャ ワ ー 室	1 室	510	

【備考】 (1)この表の料金は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとに1回として計算しています。

(2)カラーフィルターその他本表において使用料金を規定していないものに係る使用については実費を徴収します。

(注) 反響板、所作台以外でも人件費を要する場合があります